

## 第 7 罰則

## 第6 罰則

県の承認を受けないまま、又は届出をせずに酪農事業施設を新たに設置したり、変更した場合などには、次のとおり罰則がありますので注意してください。

根拠条文	適要	罰則
第27条 第1項	<p><u>集約酪農地域で酪農事業施設の設置の承認がされていない場合</u></p> <p>第10条第1項の規定による承認を受けないで酪農事業施設を新たに設置した者</p>	10万円以下の過料
第27条 第2項	<p><u>集約酪農地域に設置されている酪農事業施設につき変更の承認がされていない場合</u></p> <p>第12条第1項の規定による承認を受けないで酪農事業施設につき農林水産省令で定める変更をした者</p>	10万円以下の過料
第29条	<p><u>1 指定地域で酪農事業施設の設置の届出又は変更の届出がされていない場合</u></p> <p><u>2 集約酪農地域又は指定地域で、事業の開始、廃止、休止の届出がされていない場合</u></p> <p><u>3 1, 2に関する虚偽の届出をしている場合</u></p> <p>第13条第1項若しくは第14条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者</p>	1万円以下の過料